

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380112

研究課題名(和文)独英の小規模閉鎖企業法制から見た我が国の法状況の評価及び法規制への提言

研究課題名(英文) Evaluation of the Japanese Legal Situation and Proposal for a Legal Framework from the Perspective of the German and English Legal Systems for Small and Medium-Sized Enterprises

研究代表者

丸山 秀平 (Maruyama, Shuhei)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：70055250

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の成果として以下の法状況が見出される。2008年有限会社法改正以来、事業のために有限責任事業会社(UG)が数多く利用されているが、有限会社(GmbH)の変形であるUGと従来から利用されてきた通常のGmbHの間には、信用性の観点から一定の乖離状況があること。弁護士法人としてのUGは、あまり魅力のない法形式であること。法形式の「変形」という概念は、上記改正に際し立法者がUGについて採り入れたものであるが、2013年パートナーシップ会社法改正に際しても、パートナーシップ有限職業責任会社という新たな法制度がパートナーシップ会社の「変形」として位置付けられていること。

研究成果の概要(英文)：As the result of my three-year study, I found the following legal situation: 1) Since the German GmbHG has been reformed in 2008, the newly introduced Unternehmergeellschaft(UG) has become widely used by businesses in Germany. However, there is a certain discrepancy in terms of creditworthiness between a regular GmbH and an UG which is a "variform" or subtype of a regular GmbH. 2) The UG has almost no attractiveness as a legal form for the professional organization of lawyers. 3) The lawmaker in Germany has introduced the legal concept of a "variform" in 2008 and it has used the concept again in a reform of the German PartGG in 2013. At that time, the lawmaker introduced the new legal form of a Partnership with Limited Professional Liability (Partnerschaftsgesellschaft mit beschr&#228;nkter Berufshaftung) as a variform of a Partnerschaftsgesellschaft into the PartGG.

研究分野：商事法

キーワード：有限責任事業会社(UG) 有限会社 弁護士有限会社 パートナシップ有限職業責任会社 商号 協働事業組合

### 1. 研究開始当初の背景

本研究開始当初、既に平成 17(2005)年、我が国で会社法が単独の法典として商法から独立し、その際、従来の有限会社は株式会社とされ、「特例有限会社」とされたもの以外は一律に「株式会社」の標識の下に設立され、運営されている。この「会社法」は、その規律の方向性として、大規模な上場企業を中心とした規制に向けられており、小規模閉鎖企業については、単に定款自治も基づいた配慮が示されているだけである。これに対して、ドイツ、イギリスなどでは、小規模閉鎖企業のための相応する法形式が存在し、相応に機能している。とりわけドイツにおいては、2008 年の有限会社法改正により、小規模会社形式の利用について、イギリスの影響を排除するための法改正が行われている。この点で、近年、我が国の研究者は、専らアメリカの判例や州法の規制を中心とした研究に傾き、ドイツとイギリスとの関係から会社規制を検討する研究はあまりなされていない状況が見受けられた。

### 2. 研究の目的

前記の法状況に鑑み、本研究によって、ドイツ・イギリスの法規制を検討し、我が国の現状を評価するとともに将来の法規制に対する示唆を与える必要があると思料した。

本研究の研究者は、従来から会社法の分野、とりわけ小規模閉鎖会社法制に関する研究を継続してきた。(1)有限会社という法形式を独自のものとして維持しつつ、その利用度を高めるための方策として有限責任事業会社(Unternehmergesellschaft(haftungsbeschränkt))の制度を創設するに至ったドイツ法と、有限会社と言う法形式の独自性を否定し、株式会社の制度に編入した日本法との比較を内容とした論稿(丸山秀平「ドイツにおける有限責任事業会社制度の創設とその評価」日本比較法研究所 60 周年記念論文集、795～817 頁、2011 年 3 月刊)(2)ドイツの有限責任事業会社の設立に関わる法規制が従来の通常の有限会社の設立に関わる法規制および関連する法理にどのような影響を与えているかについて考察した論稿(丸山秀平「有限責任事業会社の設立」龍谷法学、43 巻 3 号 339～359 頁 2011 年 3 月)および(3)有限責任事業会社の設立に際して適用されるドイツ有限会社法 5.. a 条 2 項 2 文による現物出資禁止規制に焦点を当て、右規制の適用限界を明らかにするものとしてドイツ連邦最高民事第二部から 2011 年 4 月に相次いで出された 2 つの決定を紹介することを主な内容とする論稿(丸山秀平「ドイツ有限会社法 5 a 条 2 項 2 文による現物出資禁止規制の適用限界」中央ロージャーナル 9 巻 1 号、2012 年 6 月刊)を公刊している。これらの論稿は、本研究の方向性を先取りしたものとして評価できる。その結果明らかにされたことは、ドイツでは、有限責任事業会社に対する特別規定とそれ以外の既存規定との部分

的調整を図るべきことが解釈論上のみならず立法論上も残されていることである。

以上のような状況に基づき、本研究は、研究者が行ってきた従来の研究を補充・発展させ、我が国の小規模閉鎖企業のための法規制の現状を評価するとともに将来の法規制に対する示唆を与えることを目的とするものである。

### 3. 研究の方法

本研究では、ドイツの有限責任事業会社という法形式の実際の採用状況を確認して行くことが出発点となる。この点に関し、前記 2.(1)の論稿では、制度導入直後の 2008 年 11 月 1 日から 2009 年 1 月 11 日までのほんの 2 ヶ月間で既に 1000 社以上の有限責任事業会社が商業登記簿に登記されており、この数は、2010 年 7 月 30 日までに、35931 社にまで及んでいることを明らかにしておいた (Bayer/Hoffmann, Die Unternehmergesellschaft(haftungsbeschränkt) des MoMiG zum 1.1.2009-eine erste Bilanz, GmbHR 3/2009,S.124f.)。しかし、その後も登記された会社数は増大しており、本研究では研究期間内で入手できる最新の資料に基づいて、有限責任事業会社の採用状況の現況を明らかにしたうえで、その社会的背景を探る必要がある。前記の状況を把握したうえで、先に述べた有限責任事業会社に対する特別規定とそれ以外の既存規定との部分的調整に関する判例法理の更なる展開を探る。とりわけ、裁判所による法創造活動によってもなお調整がつかない場合の立法活動の可能性の有無を検討する。前記で明らかにされた法状況が、会社の事業活動に限らず、自由業等の他の業務や社会的活動に関する法領域について、どのような影響を及ぼしているかについて考察を行い、状況分析を行う。

### 4. 研究成果

(1) 前記 3. に関し、2013 年度において、有限責任事業会社の商号使用に関してドイツ連邦最高裁から新たな判決が出されたことが判った。そこで、当該判決に関わる資料を取り寄せ、当該判決の紹介および分析を内容とした論文を執筆し、本研究の成果の一部として公表した(後記 5.「有限責任事業会社(UG)が有限会社(GmbH)という商号の付加語を用いた場合の行為者の責任」)。

同論文によって、ドイツの小規模企業法制に係る重要な企業形態として利用されている有限責任事業会社と従来から利用されてきた通常の有限会社(GmbH)との間の信頼性について看過することが出来ない乖離状況が生じていることが示唆された。

このことは、本研究の方法(前記 3.)に関わる法状況の一端が明らかにされたものと評価することができる。また、同論文では、我が国においても会社に係る商号使用について類似の問題が生ずる可能性があ

ることを指摘することができた。

(2) 事業形態と商号使用との関連（前記 3. ）に関し、2013 年パートナーシャフト会社法改正法によって制度化されたパートナーシャフト有限職業責任会社（PartGmbH）のパートナーシャフト登記簿への記載内容に関する裁判所決定がなされたことを見出すことができた。そこで、右決定およびパートナーシャフト有限職業責任会社に係る法状況に関する最新の情報を紹介する論文を執筆し、本研究の成果の一部として公表することができた（後記 5. 「ドイツにおけるパートナーシャフト有限職業責任会社の導入」）。

同論文では、有限責任事業会社を有限会社の「変形」として位置付けたドイツの立法者のコンセプトが前記(2)で掲げた論稿でパートナーシャフト有限職業責任会社の制度化に際しても利用されていること、有限責任事業会社がイギリスの Limited に対する対抗手段として制度化されたことと同様、パートナーシャフト有限職業責任会社がイギリスの LLP に対する対抗手段として制度化されたことを明らかにしている。

(3) 2013・2014 年度、ドイツのデュッセルドルフにおいて、本研究の研究協力者であるデニズ・ギュナル氏（ドイツ弁護士）と本研究の方向性に関し、情報提供および意見交換を行うことができた。すなわち、研究者は、弁護士という職業にとって弁護士法人としての弁護士有限会社を利用する場合、有限会社の「変形」である有限責任事業会社があまり使われていないという情報があることを同氏に伝え、それを裏付ける資料があるかということ、右の状況が真実であるとするれば、それはどのような理由によるのかについて同氏に尋ね、また、その後の意見交換を通じて、ドイツにおける有限責任事業会社の利用状況、とりわけ、同氏の職域である弁護士活動に関わる法規制（連邦弁護士法）に関連した有限会社・有限責任事業会社等の法形態の利用状況について、イギリスの Limited や LLP との比較に関する同氏の意見を聴取することができた。この点に関して、2015 年度において同氏の論稿が公刊され（Günal, Deniz, Organisationsformen der freien Berufe in Deutschland am Beispiel der Rechtsanwälte, 比較法雑誌 49 巻 1 号）前記の意見交換における同氏の見解を、同氏の論稿を引用する形で、本研究に反映させることができた（後記(4)に掲げた著書、第 7 章参照）。

(4) 2015 年度においては、前記(1)および(2)の論稿を挿入した著作を刊行することができた（後記 5. 『ドイツ有限責任事業会社（UG）』）。

同書は、全体として、ドイツ有限会社法に新たに導入された法制度としての有限責任事業会社に関するこれまでの研究をまと

めたものである。同書の第 1～3 章には、前記 2.(1)～(3)で掲げた本研究開始以前に公表した論稿が組み入れられている。それに対して、同書の第 4 章および第 6 章として、過年度の成果として掲げた論稿が組み入れられている。また同書の第 5 章には、本研究の方法（前記 3. ）で示された自由業に関わる論稿が組み入れられている（丸山秀平「ドイツにおける弁護士会社・弁護士株式会社・弁護士有限責任事業会社」札幌法学 24 巻 2 号）。さらに、同書第 7 章「有限責任事業会社の設立利用状況と今後の展望」では、前記 3. に関し、2014 年 11 月 1 日時点における、有限責任事業会社の実際の採用状況が示されており、イギリスの Limited のドイツの商業登記手続きにおける取扱いに関する問題点についての論述が行われるとともに、有限責任事業会社を有限会社の「変形」として位置付けたドイツの立法者のコンセプトが前記(2)で掲げた論稿でパートナーシャフト有限職業責任会社の制度化に際して考慮されただけでなく、2013 年協同組合法改正に関する新制度の創設に関する原案（後記(5)の報告者草案）においても考慮されていることを指摘しており、その限りで、同書も本研究の成果の一部として位置付けることができる。

(5) 前記(4)で指摘したように、2013 年協同組合法改正に関する「協同組合における協働事業組合の採用及び官僚体制の更なる撤廃のための法律の報告者草案」が「有限責任協働事業組合(Kooperationsgesellschaft (haftungsbeschränkt))」を登記済み協同組合の下部形式として制度化しようとしているが、この点も前記 3. との関係で本研究に関わる内容を含むものであると考えられる。そこで、この点に関する法状況について、論稿を執筆し、近く公表する予定である（後記 5. 「ドイツ協同組合法改正草案と有限責任事業会社」）。

右論稿では、前記草案が「変形」という用語は用いないものの、「下部形式」という用語に相応する強制加入及び義務的監査から解放された小規模協同組合事業のための組織である協働事業組合を導入しようとしたものであること、協働事業組合が法形式の利用に関する国内での競争に打ち勝つために創造された制度であることを明らかにしている。

(6) 以上の通り、本研究によって、本報告書の冒頭「研究成果の概要」に示された法状況がドイツにおいて認められることが明らかにされた。そこで注意しなければならないことは、本研究の出発点である有限責任事業会社導入の契機とされたドイツの社会的状況が、ドイツ固有の法形式である有限会社とイギリスの Limited との競争であったことである。すなわち、EU 領域内での居住移転の自由が認められた結果、法形式の選択の点でも常に他国との競争に打ち勝つた

めに有限会社という法形式をより魅力あるものとする必要があったことである。そのようなドイツの立法者の観点、その後のドイツの法改正に際して、何らかの形で立法者の法創造の契機とされていたのではないか。研究者は、本研究において、2008年から2014年に至るドイツの法状況を考察した結果として、前記のような立法者の観点を一定程度裏打ちすることができたものと思料する次第である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

丸山 秀平、ドイツ協同組合法改正草案と有限責任事業会社、査読なし、永井和之先生古稀記念論文集・会社法学の法理と体系、中央経済社、2016、PP963-987

丸山 秀平、ドイツにおけるパートナーシップ有限職業責任会社の導入中央・ロージャーナル、査読なし、11 巻 2 号、2014、pp3-21

丸山 秀平、有限責任事業会社(UG)が有限会社(GmbH)という商号の付加語を用いた場合の行為者の責任 ドイツ連邦最高裁判所 2012 年 6 月 12 日判決について、中央・ロージャーナル、査読なし、11 巻 1 号、2014、pp3-35

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 1 件)

丸山 秀平、中央大学出版部、ドイツ有限責任事業会社(UG)、2015、193

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年月日：

国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

丸山 秀平 (MARUYAMA, Shuhei)

中央大学・法務研究科・教授

研究者番号：70055250

(2)研究分担者

( )

研究者番号：

(3)連携研究者

( )

研究者番号：

(4)研究協力者

デニス・ギュナル (GÜNAL, Deniz) ドイ

ツ連邦共和国・弁護士